三　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車（法第十七条の三十六第五項第十六号ロに規定する自家用有償旅客運送自動車をいう。以下同じ。）の数及びその種類ごとの数

四　自動運行旅客運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び前号に掲げる事項

（運送の区域）

第九条　法第十七条の三十六第五項第十六号ロの運送の区域は、認定地域再生計画（法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載された区域のうち、地域公共交通会議等（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四条第二項に規定する地域公共交通会議等をいう。以下同じ。）において協議により定められた区域（同令第五十一条の七第二号に該当する場合にあっては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）とする。

2　住宅団地再生自家用有償旅客運送者（住宅団地再生自家用有償旅客運送（法第十七条の三十六第五項第十六号に規定する住宅団地再生自家用有償旅客運送をいう。以下同じ。）の実施主体をいう。以下同じ。）は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

（法第十七条の三十六第五項第十六号ニの事項）

第十条　法第十七条の三十六第五項第十六号ニの国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備又は自家用有償旅客運送自動車による旅客の運送の手配に係るサービスの提供とする。

（都市計画建築物等整備促進事業に関する事項の案の公告）

第十一条　法第十七条の三十六第九項の規定による公告は、都市計画建築物等整備促進事業（同条第五項第四号に規定する都市計画建築物等整備促進事業をいう。）に係る都市計画に定めるべき事項の種類、当該事項を定める土地の区域及び当該都市計画建築物等整備促進事業に関する事項の案の縦覧場所について、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業等に関する事項の案の公告）

第十二条　法第十七条の三十六第十三項の規定による公告は、特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業（同条第五項第五号に規定する特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業をいう。）又は特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業（同項第六号に規定する特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業をいう。）のうち実施する事業の種類、当該事業に係る特定区域（同項第五号に規定する特定区域をいう。）の区域及び当該事業に関する事項の案の縦覧場所について、認定市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第十七条の三十六第五項第十六号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　法第十七条の三十六第二十七項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとする認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　住宅団地再生自家用有償旅客運送者が地域再生推進法人（法第十七条の三十六第五項第七号に規定する地域再生推進法人をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては、

（新設）

（新設）

（都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に関する事項の案の公告）

第八条　法第十七条の三十六第六項の規定による公告は、都市計画住宅団地再生建築物等整備事業（法第十七条の三十六第四項第四号に規定する都市計画住宅団地再生建築物等整備事業をいう。以下この条において同じ。）に係る都市計画に定めるべき事項の種類、当該事項を定める土地の区域及び当該都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧場所について、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）